

2017-01 経済法 問題 (白石忠志)

(実際に使った問題で第3問に置いていた注記を問題文本文に織り込んだ。)

第1問 (3分の1の配点)

別紙【下記】は、企業結合により協調的行動が採られやすくなるとする公取委の審査結果2件のそれぞれ一部である。どのような場合に協調的行動が採られやすくなると考えられているのか。読み取って整理せよ。

* 別紙として、平成26年度企業結合事例3 (王子ホールディングス・中越パルプ工業) の該当箇所と、平成28年12月19日公表事例 (石油会社並行的企業結合) の該当箇所とを、それぞれ切って貼った。

第2問 (3分の1の配点)

別紙【下記】は、ある米国FTC委員による2016年9月のスピーチ原稿の一部である。枠で囲んだ箇所においてこの委員は、プライバシー・データ保護を競争法の観点から問題とすべきであるのはどのような場合に限られると言っているか。読み取って、具体例とともに、説明せよ。

* 別紙として、Terrell McSweeney, "Big Data: Individual Rights and Smart Enforcement", September 29, 2016のうち9頁を配布し、本文の後半3段落を枠で囲んだ。

第3問 (3分の1の配点)

米国に所在するグローバル企業Aが、日本に所在する企業Bと交渉した結果として、Bの子会社C (マレーシア所在) を相手方当事者とする契約を締結し、Cから部品を購入していた。CからAに供給される部品は、Aに供給される前に日本の領域内に入ることはなかった。Aは、B・Cに対して、優越的地位に立っている。

Aは、B・Cにとってあらかじめ計算できない減額行為を行った。正当化理由はない。

B・Cの規模が比較的大きいため、日本下請法の適用対象とはなり得ない。

このような場合、Aの行為は日本独禁法違反とされるべきか。問題点を整理したうえで、私見を述べよ。

以上